

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
4月17日
(火曜日)

目 次

- 告示
保安林指定の解除(下関市) (森林整備課) 一
- 公告
製菓衛生師試験の実施(生活衛生課) 二
調理師試験の実施(生活衛生課) 二
開発行為に関する工事の完了(建築指導課) 三



山口県告示第百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成三十年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
下関市豊田町大字萩原字今道二四の三(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養及び干害の防備
 - 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水

産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(七六) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)以下「法」という。(第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成三十年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時
平成三十年八月十八日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 三 試験科目
試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
 - (一) 衛生法規
 - (二) 公衆衛生学
 - (三) 食品学
 - (四) 食品衛生学
 - (五) 栄養学
 - (六) 製菓理論及び実技
- 四 受験資格
法第五条又は附則第二項に規定する者であること。
- 五 受験願書の受付期間
平成三十年五月十四日(月曜日)から同年六月一日(金曜日)まで(郵送の場合
は、六月一日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先
 - (一) 県内に居住する者
住所を所管する保健所
 - (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇二)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (三) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類
- (四) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書
- (五) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
- 八 受験手数料
九千四百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
 - (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
 - (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十 その他
 - (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。
 - (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(七七) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百四十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成三十年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

平成三十年八月十八日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 公衆衛生学

(二) 食品学

(三) 栄養学

(四) 食品衛生学

(五) 調理理論

(六) 食文化概論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書の受付期間

平成三十年五月十四日(月曜日)から同年六月一日(金曜日)まで(郵送の場合)は、六月一日までの消印のあるものは、有効とする。

六 受験願書の提出先

- (一) 県内に居住する者
住所を所管する保健所
- (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇二)
山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (三) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄

(本又は抄本を添付すること。)

(四) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千一百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(七八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成三十年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字切山字栗ヶ迫

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市東陽二丁目一三番六号

植木 玲子

平成三十年四月十七日
印刷發行

發行人所

山口県知事